

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、当法人の役員に対する報酬の支給、費用の弁償について定める。

(報酬)

第2条 本法人の役員には定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

- 2 役員に報酬を支払う場合には、別途報酬基準及び支払方法を理事会の決議で定めるものとする。

(費用弁償)

第3条 この法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(補足)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(附則)

この規程は、2023年6月22日から施行する。（2023年6月21日理事会決議）

職員給与規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、雇用契約を締結する職員の賃金等に関する事項を定めることを目的とする。

(賃金の構成)

第2条 賃金の構成については、次のとおりとする。

基準内賃金：基本給

基準外賃金：時間外勤務割増賃金・深夜勤務割増賃金・休日勤務割増賃金

(賃金の計算期間及び支払日)

第3条 給与は毎月月末に締切り、翌月25日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直近の金融機関営業日に繰り上げて支払う。

(端数処理)

第4条 賃金の計算にあたり、1円未満の端数が生じたときは、これを1円単位に切り上げる。但し控除額の計算にあたっては、切り捨てるものとする。

(1ヶ月平均所定労働時間)

第5条 1ヶ月平均所定労働時間は、次の算定式により計算する。

1ヶ月平均所定労働時間（※小数点以下切り捨て）

=その年度の年間所定労働時間÷12ヶ月

(時間給)

第6条 1時間あたりの賃金額（時間給）の計算は次の算定式により計算する。但し、雇用契約時に基本給を時間給で定めている者は雇用契約書に規定した時間給に従うものとする。

時間給=基本給÷1ヶ月平均所定労働時間

(賃金の計算方法)

第7条 所定労働時間の一部において、欠勤・遅刻・早退・私用外出等により労務の提供を行わなかった場合においては、第3項のとおり賃金を計算する。

2 前項によらず、一賃金計算期間において、出勤がない場合は、当該職員への賃金の支給は行わないものとする。

3 所定労働時間の一部を休業した場合（欠勤・遅刻・早退・私用外出）、次の計算式により計算した額を本来支払われるべき賃金額から控除する。

控除額＝時間給×休業時間

(途中入退社、休業、休職、復職等の取扱い)

第8条 賃金計算期間中において、入退社、休業、休職、復職した場合、次の算定式により日割り計算し算出した額を支給する。

支給額＝基本給×計算期間内での出勤日数÷計算期間内で本来出勤すべき日数

(給与の支給と控除)

第9条 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支給する。

2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座等へ振込により給与を支給する。

3 次に掲げるものは、給与から控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

(4) 職員との協議により給与から控除することとしたもの

4 給与は、原則として事前支給はしない。

(基準内賃金)

第10条 職員の基本給は、原則月給制もしくは時間給とし、本人の能力・経験・職務の内容により決定する。

(基準外賃金)

第11条 時間外勤務・休日勤務・深夜勤務については、第7条で規定した時間給に基づき、法定の割増率に従って賃金を支払うものとする。

一給与計算期間中における合計時間数によって計算するものとし、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは30分とする。

(休職期間中の給与)

第12条 休職期間中は給与を支給しない。

(臨時休業中の給与)

第13条 法人の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均給与の100分の60に相当する休業手当を支給する。但し、天災事変その他やむを得ない事由の場合は支給しない。

(年次有給休暇・休業・休暇等)

第 14 条 職員が年次有給休暇を取得したときは、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、子の看護休暇及び介護休暇、育児時間、生理休暇の期間は無給とする。

(細則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(附則)

この規程は、2023 年 6 月 22 日から施行する。(2023 年 6 月 21 日理事会決議)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

| | | | |
|-----|----------------|------|------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 ASHA | 事業年度 | R4年4月1日～R5年3月31日 |
|-----|----------------|------|------------------|

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

| 収益源泉の内訳 | 金額 |
|-----------------|------------|
| 受取寄附金 | 916,461円 |
| 受取助成金等 | 5,499,850円 |
| 事業収益（その他収益） | 618,000円 |
| 受取利息 | 61円 |
| 経常外収益（過年度損益修正益） | 850,810円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 7,885,182円 |

(2) 借入金の明細

| 借入先 | 金額 |
|-----|----|
| なし | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 円 |

(2) その他

| |
|----|
| なし |
| |
| |

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との 関 係 | 貸付資産の内容 | 貸 付 年 月 日 | 対 価 の 額 | その他の取引条件等 |
|---------|-------------|---------|--------------|---------|-----------|
| なし | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との 関 係 | 役務の提供の内容 | 役務の提 供年月日 | 対 価 の 額 | その他の取引条件等 |
|---------|-------------|----------|--------------|---------|-----------|
| なし | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

| 氏 名 | 寄 附 金 額 | 受 領 年 月 日 |
|-----|---------|-----------|
| なし | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

| | | |
|-----|----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 ASHA | チェック欄 |
|-----|----------------|-------|

| | |
|---|----------|
| <p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p> | <p>✓</p> |
|---|----------|

イ

| 区 分 | 項 目 | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割 合 (②÷①) | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割 合 (④÷①) |
|-------|------------------------|-----|----------------------|--------------|---|--------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ① | 令和4年4月1日 ～令和5年3月31日 | 5 人 | 0 人 | 0 % | 0 人 | 0 % |
| ② | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ③ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ④ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑤ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑥ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑦ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| 申 請 時 | | 人 | 人 | % | 人 | % |

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

| | | | | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 各社員の表決権が平等である | (a) | (b) | (c) | (d) | (e) | (f) | 申請時 |
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

| ハ | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
|---|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 項 | 目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
| | 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている | はい はい | はい はい | はい はい | はい はい | はい はい | はい はい | はい はい |
| | 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | はい はい | はい はい | はい はい | はい はい | はい はい | はい はい | はい はい |

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

| ニ | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
|---|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 項 | 目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
| | 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|------|--|---|
| イの各欄 | 区分欄の「①～⑥」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。 | |
| ロの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。 | 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。 |
| ハの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑥」については、イに記載する各期間（「①」から「⑥」）を示したものです。 | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| ニの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑥」については、イに記載する各期間（「①」から「⑥」）を示したものです。 | |

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号(法第44条・51条・58条関係)

役員 の 状 況

第3表付表1

| 法人名 | 特定非営利活動法人 ASHA | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
|--|-------------------|----|---|---|---|---|---|-----|
| 役員数 | | 5人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | | 0人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数 | | 0人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 役員 の 内 訳 | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|----|----|-----|--------|---|---|---|---|---|-----|---------------|
| 氏名 | 住所 | 職名 | 続柄等 | 就任等の状況 | | | | | | | 就任・退任 年月日 |
| | | | | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 | |
| シャキヤ サンデーブ SHAKYA SANDEEP | | 理事 | | 0 | | | | | | | 平成29年10月25日就任 |
| ニン ヨシミ 任 喜史 | | 理事 | | 0 | | | | | | | 平成29年10月25日就任 |
| タチバナ ムウイチロウ 橋 裕一郎 | | 理事 | | 0 | | | | | | | 平成29年10月25日就任 |
| ハシ ナト 林 直人 | | 監事 | | 0 | | | | | | | 平成29年10月25日就任 |
| マノウ ヒデユキ 眞能 秀幸 | | 理事 | | 0 | | | | | | | 令和3年9月1日 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

| 法人名 | 特定非営利活動法人 ASHA | | | | | | チェック欄 |
|---|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること | | | | | | | ✓ |
| イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと | | | | | | | |
| ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと | | | | | | | |
| ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること | | | | | | | |
| ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること | | | | | | | |
| イ | | | | | | | |
| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| ロ | | | | | | | |
| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
| 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

| | | |
|--|----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 ASHA | チェック欄 |
| 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること | | ✓ |
| イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類 | | |

| | | | |
|---|---|-------------------------------------|---------------------------|
| 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 | | 同意 | |
| ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。 | | <input checked="" type="radio"/> する | <input type="radio"/> しない |
| イ | ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの | | |
| ロ | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | | |
| ハ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | | |
| ニ | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | | |
| ホ | 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 | | |
| ヘ | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し | | |

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

| | |
|-----|----------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 ASHA |
|-----|----------------|

認定基準等チェック表 (第6表)

| | | | | | |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること | チェック欄 | | | | |
| 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

認定基準等チェック表 (第7表)

| | | | | | | |
|--|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと | チェック欄 | | | | | |
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 | | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
| 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。 | | | | | | |

認定基準等チェック表 (第8表)

| | | | |
|---|----------|-------|--|
| 8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること | チェック欄 | | |
| 事業年度 | 月 日～ 月 日 | 設立年月日 | |

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

| | | |
|---|----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 ASHA | チェック欄 |
| 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | ✓ |

| | | |
|---|---|---------------------------------------|
| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |
| イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ニ | 暴力団の構成員等の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |

| | | |
|---|-----------------------------------|--|
| 2 | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|-----------------------------------|--|

| | | |
|---|---------------------------|--|
| 3 | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|---------------------------|--|

| | | |
|------|--|--|
| 4 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 添付書類 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 | |

| | | |
|---|---|--|
| 5 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|---|--|

| | | |
|---|------------------------|--|
| 6 | 次のいずれかに該当する法人 | |
| イ | 暴力団 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |